

弥彦村入札制度審議会設置要綱

(設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、本村の入札及び契約手続における客観性及び透明性の向上並びに公正性の確保を図るため、弥彦村入札制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査し、不当な圧力と不正行為を排除し、入札及び契約事務の公正な執行を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 弥彦村が発注した案件に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。

(2) 弥彦村が発注した案件のうち、審議会が無作為に抽出したのものに関し、一般競争入札及び指名競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行うこと。

(3) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続に係る再苦情処理を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、村長からの要望等により委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。

(組織)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、村長が任命する。

2 審議会は、委員5人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

5 審議会の議事概要は、公表とする。

(意見の具申又は勧告)

第6条 審議会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象案件に係る理由及び経緯等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、村長に対して意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 審議会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には、公表する。

(再苦情処理)

第7条 審議会は、第2条第3号の事務に関し、村長から再苦情の申立てに関する審議の依頼があったときは、審議を行う。

2 審議会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を村長に報告するとともに、公表する。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね60日以内に行うものとする。

(不当な要求及び圧力の排除)

第8条 審議会は、第2条第4号の事務に関し、村長から不当な要求及び圧力についての通知又は要望等の報告を受けたときは、その内容について審査を行う。

2 審議会は、前項の審査を終えたときは、その結果を村長に報告する。この場合において、必要と認めるときは、意見書を作成する。

(委員の除斥)

第9条 委員は、第2条第2号、第3号又は第4号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、村長が別に定める。